

障がい者虐待について 相談支援部会研修会を終えて



笛吹市地域自立支援協議会の相談支援部会で、10月29日に高橋弁護士を講師に招いて障がい者虐待についての研修会を開催しました。

障害者虐待防止法において障がい者虐待とは、①養護者による虐待、②障害者福祉施設従事者等による虐待、③使用者による虐待とされており、「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」としています。

障がい者虐待の区分としては、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置（ネグレクト）、⑤経済的虐待があり、虐待を受けたと思われる障がい者を発見したものは、市町村に通報する義務が定められています。

研修会では、障害者虐待防止法を学んだ後、関連した三つの虐待事例をもとに、グループワークを行ないました。「相談支援員や市の担当者は何をすべきか」「どのように事実確認を行い、今後の対応はどうすべきか」などを参加者同士で熱心に議論しました。

虐待は障がい者の尊厳を傷つけ、障がい者の自立および社会参加を阻むこととなります。

虐待が起こる背景には、障がい特性に対する知識や理解不足、介護疲れからのストレス、障がい者の人権に対する意識の欠如など、さまざまな要因があります。今後関係機関と連携を図りながら虐待防止や養護者に対する支援等に取り組んでいきます。



■問合せ先

障がい者基幹相談支援センター

☎ 055(262)1274

FAX 055(262)1276

Eメール fukushi-shien@city.fuefuki.lg.jp

fuefuki.lg.jp